

社会福祉法人華翔会
訪問介護事業所南二日町

第 1 号訪問事業(訪問型サービス A) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人華翔会が開設する訪問介護事業所南二日町（以下「事業所」という。）が行う第 1 号訪問事業（訪問型サービス A）（以下「訪問型サービス A」という。）の事業は、高齢者が要支援状態等となった場合においても、日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護事業所南二日町
- (2) 所在地 静岡県三島市南二日町 5 番 41 号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問型サービス A の提供に当たる。

- (2) サービス提供責任者 2名(兼務)

サービス提供責任者は、第 1 号訪問事業に係るサービス計画の作成及び説明を行うほか、訪問型サービス A の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うとともに、自らも訪問型サービス A の提供に当たる。

- (3) 訪問介護員等

訪問介護員等は、訪問型サービス A の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月30日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 上記の営業日、営業時間のほか、介護予防サービス計画または総合事業によるサービス計画等によりサービス提供を行うものとする。

(訪問型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 訪問型サービスAの内容は、次のとおりとし、訪問型サービスAを提供した場合の利用料の額は、三島市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額を定める要領で定める金額とし、当該訪問型サービスAが法定代理受領サービスであるときは、原則としてその1割、2割または3割の額とする。尚、その他の場合は三島市が定めるものとする。

(生活援助)

・調理、掃除、洗濯、買い物、衣類の整理、義歯洗浄、薬の受取り等

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問型サービスAに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越えて1キロメートル毎に 50円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、三島市とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問型サービスAを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(個人情報保護)

第9条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報保護に関して関連法規やガイドラインを遵守する。

2 事業所は、個人情報に関する規定を設け、個人情報の取得・利用、個人情報の第三者提供、個人情報の安全な管理について適正に行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 10 条 訪問介護員等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人華翔会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 11 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、担当者を定めるものとする。

(感染症防止のための取組み)

第 12 条 事業所は、当該施設において感染症が発生し、または蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(事故防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業所は、事故の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、安全対策部門を設置するとともに、担当者を定めるものとする。

(ハラスメント防止のための措置に関する事項)

第 14 条 事業所は、ハラスメントの発生またはその再発を予防するため、指針の整備を行うとともに、研修を実施その他必要な配慮を行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

この規定は、令和4年1月1日より施行する。